everiwa wallet のサービス終了と払戻しのお知らせ

2026 年 12 月 15 日（火）をもって everiwa Charger Share サービスを終了することに伴い、専用決済サービス「everiwa wallet」について、以下のとおりサービスを終了し、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき払戻しをさせていただきます。

everiwa wallet の残高をお持ちのお客さまは、ご利用終了日までにご利用いただくか、払戻しの申出期間内にお申出をいただきますようお願いいたします。

サービス終了及び払戻し対象となる前払式支払手段	
サービス名	**everiwa wallet　アプリ名：everiwa**
サービス終了日	**2026 年 12 月 15 日（火）**
払戻しを行う発行者の商号	**株式会社みずほ銀行**
払戻しの申出期間	**2026 年 12 月 22 日（火）0 時 00 分** **～** **2027 年 3 月 25 日（木）23 時 59 分** （注）この期間内に申出がない場合、当該払戻し手続から除斥されます。 なお、ここでの「除斥」とは、会員さまの everiwa wallet の残高を控除することを指します。
申出方法	**メールにてご案内の専用フォームによるお申出** サービス終了後、everiwa wallet の残高を保有している会員さまにメールにて払戻しのご案内を発信させていただきます。 メールに記載の払戻しのお申出専用フォームに入力いただくことで払戻しのお申出を頂きます。 入力事項：漢字氏名・カナ氏名・電話番号・生年月日・ 口座情報（金融機関名・金融機関コード・支店名・支店番号 ・口座名義（カナ）・預金種別・口座番号） ※　ホストさまの売上金については、2027 年 1 月 5 日（火）に全額口座に入金させていただきます。売上金の口座へのお戻しについては、専用フォームでのお申出は不要となります。
払戻し方法	**指定口座に銀行振込により払戻しさせていただきます** （振込手数料はみずほ銀行にて負担いたします）

【お問い合わせ先】

■　everiwa　サポートデスク

電話番号：０１２０－０３７－１２４

受付時間：８：００～２０：００